

◎新潟県告示第434号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和7年4月11日

新潟県知事 花 角 英 世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
南魚沼市君婦字北沢994番2	田	380
南魚沼市君婦字北沢995番1	田	323
南魚沼市君婦字北沢1009番2	田	121
南魚沼市君婦字北沢1010番1	田	429
南魚沼市君婦字北沢1011番1	田	430
南魚沼市君婦字北沢1012番1	田	418
南魚沼市君婦字北沢1050番1	田	659
南魚沼市君婦字北沢1050番2	田	493
南魚沼市君婦字北沢1051番1	田	555
南魚沼市君婦字北沢1051番2	田	521

2 申請に係る農地の利用の状況

土地の名義人は、既に死亡している。登記名義人以外の親族も、全員死亡もしくは、相続放棄している。
過去5年間県裁定を受け耕作を行ってきたものについて、再度裁定を希望するものである。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和7年7月	5年	107,635円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名、及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和7年4月25日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送